

## 別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）を次のとおり改正するよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

##### イ 勤勉手当及び期末特別手当

##### (ア) 勤勉手当の支給割合

a 平成19年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.775月分（特定幹部職員にあっては、0.975月分）とすること。

b 平成20年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.95月分）とすること。

##### (イ) 期末特別手当の支給割合

12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.8月分とすること。

### 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条に規定する任期付職員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当

特定任期付職員について、12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

### 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の第2号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)のbについては平成20年4月1日から実施すること。